

AMAGASAKI CITY

連携・協働のプロセス

スタートは支援者の**困りごと**から

尼崎市 重層的支援推進担当

2024/3/19

尼崎(あま)のご紹介

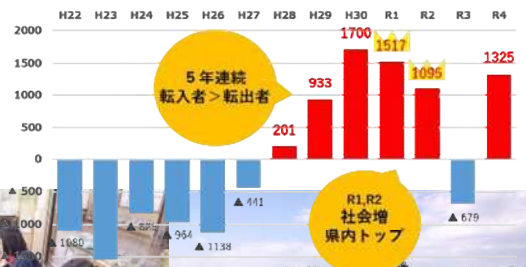
課題先進都市から課題**解決**先進都市へ

(人口) 458,313人 (世帯数) 240,821世帯 (R5/3/31現在)

(面積) 50.71km²

(高齢化率) 27.6% (保護率) 3.77% ※全国3位

	中央地区	小田地区	大庄地区	立花地区	武庫地区	園田地区	合計
人口	52,116	74,408	51,425	107,051	75,397	97,916	458,313
世帯数	30,222	39,157	27,628	56,492	37,695	49,627	240,821
町会加入率(%)	44.6	47.4	68.4	41.6	25.6	39.4	42.8



相談支援の拠点

- 保健と福祉の一体的な支援体制の整備(H30.1～)

駅の隣接施設に生活困窮者支援や障害者支援、子育て支援等、保健と福祉課題に一体的に対応する南部・北部保健福祉センターを設置し、相談支援体制を整備



北部保健福祉センター



南部保健福祉センター



こどもの育ち支援センター「いくしあ」

- こどもに関する総合的な支援体制の整備(R1.10～)

子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、子どもと子育て家庭に寄り添い、総合的な支援や虐待の予防・早期発見に取り組む体制を整備。また、虐待への一貫性のある支援体制の構築に向け、令和8年に児童相談所を設置するための準備中

- 地域包括支援センター 12か所

- 委託相談支援事業所 8か所

地域づくりの拠点

- 学びと活動の拠点整備(R1.4～)

公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設として市内12か所の生涯学習プラザを整備し、学びの機会の充実や活動の創出などを推進



小田南生涯学習プラザ

みんなにシェアしたいあまの取組

point 01 支援のひろがりの事例
そんなことやってもらえるの？

やって良かった重層支援

point 02 あまの工夫・苦勞？
やることはいっしょかも？

point 03 あまをつなげたい！
つながりを広げよう！

やって良かった重層支援

point 01

支援のひろがりの事例

そんなことやってもらえるの？



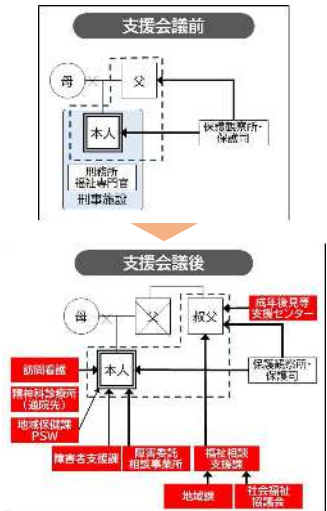
エコマップの記号について

- 本人
- 男性 ○ 女性
- 同居世帯
- 関係者・関係機関
- 関わりが多い関係性
- 関わりが普通な関係性
- 関わりが少ない関係性

1 福祉分野以外との新たな連携

事例については、個人が特定されないよう、一部内容を改変しています。

事例No.①	障害受容のない触法障害者支援 ～多機関連携によるシームレスな支援体制の構築～
相談元	保護観察所
事例の概要 (当初相談時)	20代男性。 ・父(50代)との2人世帯。IQが低く、学力は小学校低学年レベル。本人は療育手帳の所得を拒否。 ・幼少期からネグレクト状態にあり、規則正しい生活習慣や社会的常識を十分理解できていない。 ・父親が食事の世話をしなかったため、万引きを繰り返し窃盗、傷害等で逮捕され、刑務所に収監。
連携機関等 (機関等)	(庁内)重層的支援推進担当・福祉相談支援課・障害者支援課・地域保健課・生活保護課 (庁外)父・叔父・委託相談支援事業所・地域定着支援C・保護観察所・保護司・刑務所福祉専門官・弁護士
支援の進捗 や対象世帯 の変化等	①釈放前の段階から支援関係者間で課題整理による共通の支援方針を定め、出所後の各機関の役割分担を行った支援プランを作成し、出所後は、プランに基づき医療や支援機関につながれた。 ②出所後に父が急死したものの、各支援機関の連携体制を構築していたことにより、親族の協力要請等がスムーズできたが、今後、現住居からの転居への対応が想定されている。
支援におけ る主な気づ き	①地域で潜在化し課題が深刻化しないよう、関係機関と連携した早期把握・早期支援が必要。 ②自らの特性や課題を理解していない支援対象者が利用可能な地域資源の創出が必要。 ③住居に不安を抱えた方が地域で生活し続けられるよう、入居支援や見守り支援、環境整備が必要。

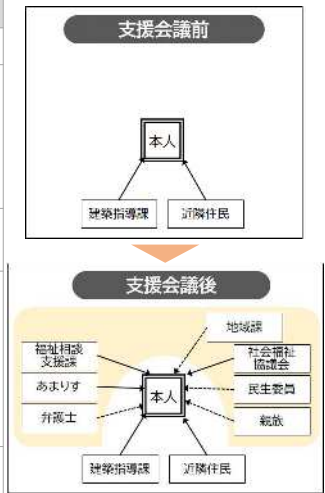


各部署の関わりの流れ

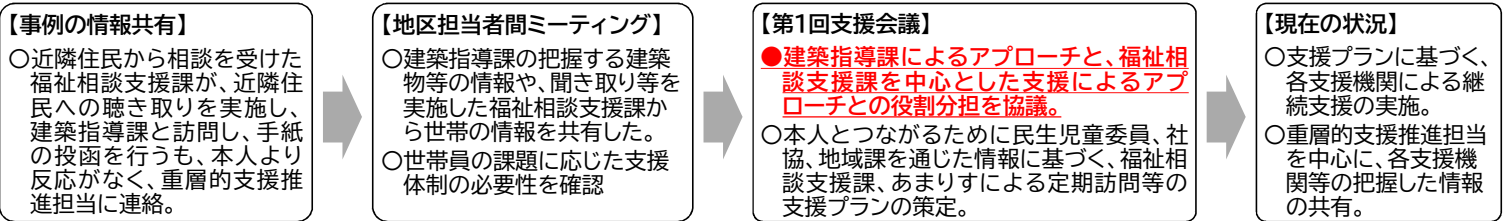
<p>【事例の情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出所後の支援体制を必要とした保護観察所から、重層的支援推進担当へ相談が入る。 ○関係機関に情報共有 	<p>【支援会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成育歴や生活状況の共有、課題整理 ○出所後の通院先や障害サービス利用等に向けた支援方針や支援機関の役割分担を定めた支援プランの作成 	<p>【出所後に向けた調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護観察所にてビデオ通話システムにより、本人と面談し制度利用の説明 ●刑事施設の福祉専門官と手帳取得に向けた調整の実施 ●保護司を通して引受人の父親と支援関係者との顔合わせの実施 	<p>【現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援プランに基づき、出所直後に国保手続きや障害サービスを利用した精神科受診、訪問看護の支援を実施 ○叔父の協力により各種手続き
--	---	---	--

事例については、個人が特定されないよう、一部内容を改変しています。

事例No.② 近隣トラブルから支援介入への取り組み	
相談元	福祉相談支援課
事例の概要 (当初相談時)	50代女性の単身世帯 ・台風で住居の屋根の3分の2程度がない状態。周辺道路に屋根の部材が落下するため、近隣住民等が本人に対策するよう促したり、建築指導課が指導するも改善されていない。 ・近隣住民から「経済的に困窮し、補修等の対応が困難ではないか」と福祉相談支援課に相談があった。 ・本人は、日中は仕事で家におらず、夜に帰宅。雨の日は車で生活をしている。
連携機関等 (8機関等)	(庁内) 地域課、福祉相談支援課、建築指導課、住宅政策課 (庁外) 民生児童委員、社協、重層的支援推進事業の担当弁護士、あまりす(ひきこもり等支援事業者)
支援の進捗や 対象世帯の 変化等	①住宅部局との連携により、長屋における建築上の課題や空家等対策措置法による対応、弁護士のアウトリーチによる法律相談等の活用等の多角的な視点で本人の支援に向けたアプローチ方法の検討ができた。 ②建築指導課の指導的なアプローチだけでなく、福祉部局や地域課等と連携することで本人の生活状況の把握や本人支援のアプローチ(社協、地域課、民生委員を通じた情報把握、福祉相談支援課やあまりすによる訪問、弁護士による地主交渉)を行うプランを策定。
支援における 主な気づき	①高齢化、単身世帯の増加に伴い、課題を抱えた人が地域で潜在化することで課題が深刻化しないよう、地域からの情報をもとにした早期把握・早期支援が必要。



各部署の関わりの流れ

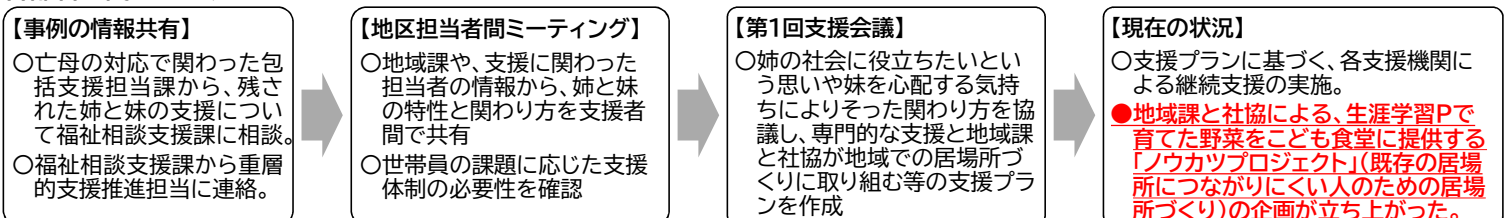


2 社会的孤立の解消に向けた地域資源との連携

事例については、個人が特定されないよう、一部内容を改変しています。

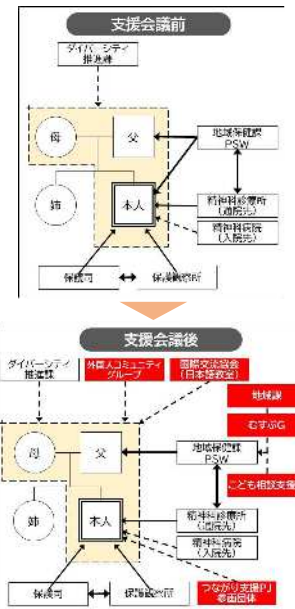
事例No.③ 社会的孤立する人の居場所づくり	
相談元	包括支援担当課(亡母の担当)
事例の概要 (当初相談時)	姉(50代)と妹(40代)の2人世帯。 ・小学校で不登校になって以降、ひきこもり状態で過ごす妹と会話はできるものの、面談の際に常に姉が入り一方的に自分の想いを話し、妹の思いの聞き取りやアプローチが困難。 ・姉自身も就労や社会参加を希望するものの、自身の特性や精神疾患による不安定さ(大声や独語等)により受入先がない状況。
連携機関 (7機関)	(庁内) 地域課、福祉相談支援課、地域保健課、包括支援担当課 (庁外) 社協、あまりす(ひきこもり等支援事業者)、重層的支援推進の担当弁護士
支援の進捗や 対象世帯の 変化等	①支援会議を通して、妹への支援方法の提案や姉の受け入れまたは社会参加につながりそうな地域活動の情報やアイデアの検討を行うことができた。 ②地域課及び市社協が姉の社会参加に向けた支援を行い、福祉相談支援課とあまりすで連携して、姉と妹を分離してそれぞれから聞き取りを行い、支援を受け入れる素地を整えるといった、関係機関の役割分担による世帯への支援体制を構築した。
支援における 主な気づき	①自らの特性や課題を理解することができない対象者を受け入れる居場所が必要。 ②ひきこもりの長期化による介入が困難なケースが多く、早期把握と介入が必要。

各部署の関わりの流れ

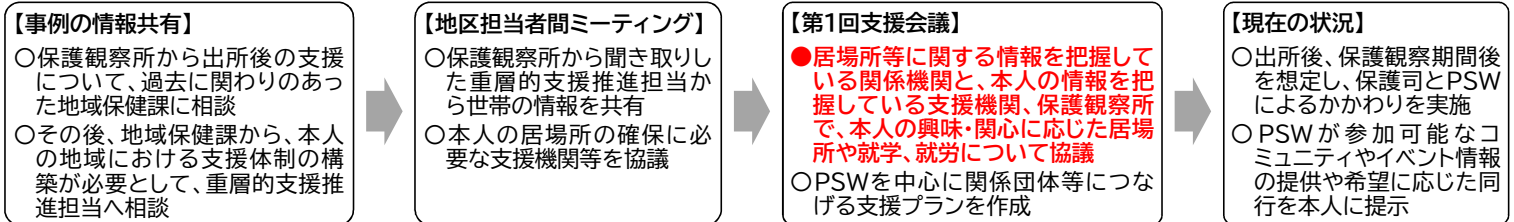


事例については、個人が特定されないよう、一部内容を改変しています。

事例④ 孤立する外国籍の子どもの支援 ～地域における居場所の確保～	
相談元	地域保健課
事例の概要 (当初相談時)	外国籍の10代男性。50代の父母と3人世帯。 ・小学校低学年の時に親と来日し、地域の学校に通学していたが、いじめを受ける。中学校卒業後は、進学をせずに親の紹介でアルバイトをするが、仕事は長続きせず、短期間で退職を繰り返す。 ・友人の勧めで興味本位でガス吸引し、以降、寂しさを紛らわせるために依存症になる。 ・ガスボンベを万引きした際に、店員に暴力を振るったことで逮捕され、その後、少年院に収監
連携機関等 (10機関等)	(庁内) ダイバーシティ推進課、地域課、地域保健課、子ども相談支援課 (庁外) 社協、保護司、保護観察所、国際交流協会、NPO外国人コミュニティ
支援の進捗や対象世帯の変化等	①支援会議により少年院の出所前の段階から支援関係者間で課題整理による共通の支援方針を定め、出所後の各機関の役割分担を行った支援プランを作成した。 ②各機関と地域で孤立する外国人の増加といった地域課題が共有でき、新たな居場所づくりの必要性についての協議が行われた。
支援における主な気づき	①外国人の言語・文化の違いから地域社会と関わる機会が少ないため地域で相談できる相手がいなく、孤立をしていた。そのため、支援者が本人の得意なことを生かして社会とのつながれる場を作るなど、個々に合わせた支援をして社会的に孤立しないようにすることが必要



各部署の関わりの流れ



事例については、個人が特定されないよう、一部内容を改変しています。

事例⑤ 孤立する外国人のための役割・居場所	
相談元	ダイバーシティ推進課
事例の概要 (当初相談時)	・重層的支援推進事業の地域づくり研修において、参加した各支援機関それぞれの課題を共有。その中で、ダイバーシティ推進課が同じグループになった地域課に地域で孤立する外国籍住民が地域と関わるための方法について相談 ・地域での学びと活動を支える地域課において、生涯学習プラザの地域住民向けの企画として、外国人が講師となる学びの場を検討
連携機関等 (3機関等)	(庁内) 地域課、ダイバーシティ推進課 (庁外) 緑化協会
支援の進捗や対象世帯の変化等	① 地域課とダイバーシティ推進課の共催で、対象者を講師として地域住民との交流を目的とした「外国人がわかるやさしい日本語講座」を開催し、それをきっかけに外国籍住民と地域住民との交流が生まれた。 ②日本語講座に参加していた緑化協会の方の提案で、外国籍の方を対象とした料理講座の開催が検討されている。
支援における主な気づき	地域ごとに各支援機関が気軽に困りごとを共有できる場づくりが必要



やって良かった重層支援

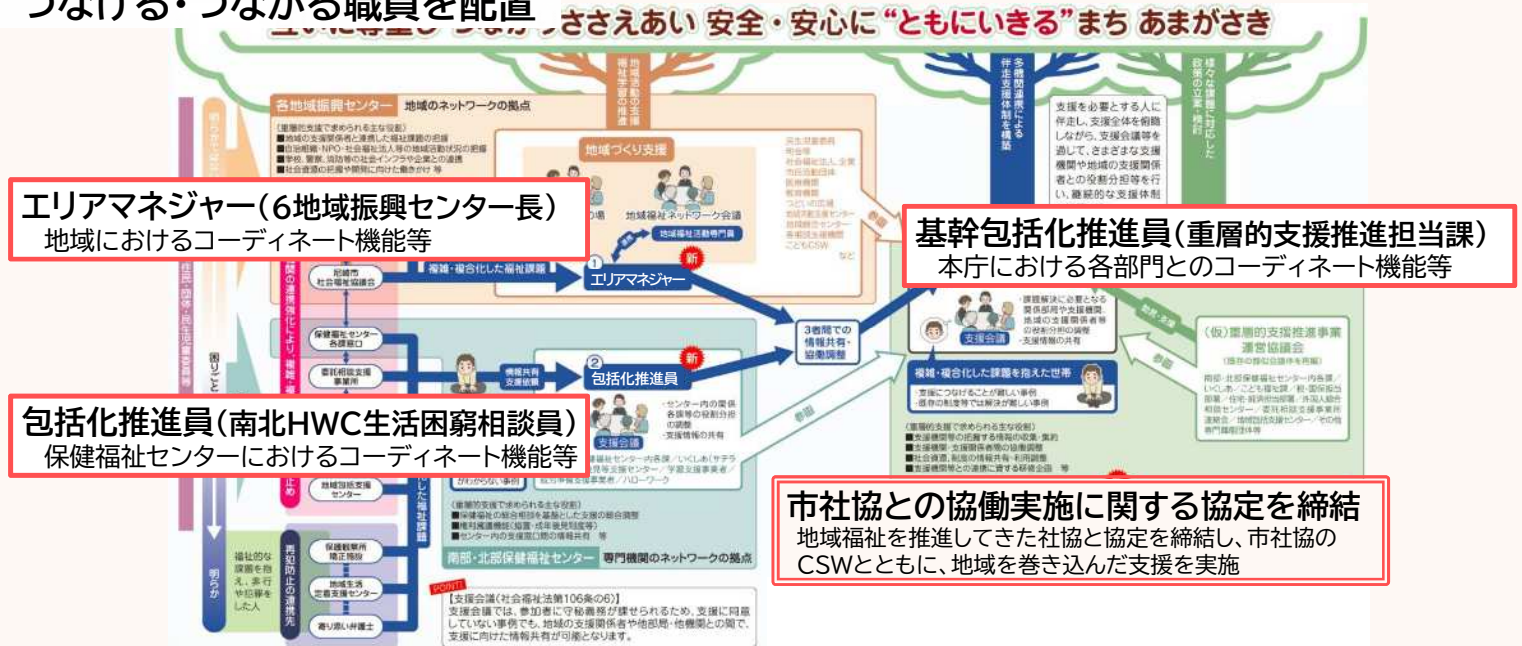
point 02

あまの工夫・苦勞？ 実は、やることはいっしょかも？



1 つながる仕組みづくり

工夫① つなげる・つながる職員を配置

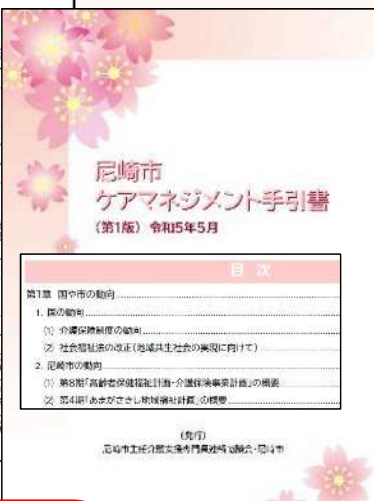


2 まずは知ってもらおう！

工夫②
国のサポート事業の活用
 ・地域づくり加速化事業
 ・就労を切り口とした地域づくり研修
他機関との連携した研修

期日	会場	研修名称	研修者
5月17日	○	チームビルディング研修	健康福祉局福祉センター、行政サービス課、福祉課
5月18日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月20日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月21日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月22日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月23日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月24日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月25日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月26日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月27日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月28日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月29日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月30日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
5月31日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月1日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月2日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月3日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月4日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月5日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月6日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月7日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月8日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月9日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月10日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月11日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月12日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月13日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月14日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月15日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月16日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月17日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月18日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月19日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月20日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月21日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月22日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月23日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月24日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月25日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月26日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月27日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月28日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月29日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課
6月30日	○	チームビルディング研修	福祉課、福祉課、福祉課

工夫③
既存の集まりや広報誌を活用



庁内向け**33**回 庁外向け**27**回 めっちゃ研修しました！

3 チームを作ろう！



超高齢化社会体験ゲーム
「コミュニティコーピング」

工夫④
ゲーミフィケーションによる
チームビルディング研修



まずは、各部署の人たちと仲良くなりたい！

そして、地域の孤立の問題をみんなで考えたい！

4 チームになろう！



工夫⑤-2
ホワイトボードで情報の整理・共有

工夫⑤-1
机をなくし、みんなの顔が見えるように

工夫⑤-3
今かかわる支援機関だけでなく、
これからの支援に必要な機関も
(平均参加者12.9人)



【参加者の声】

- 多くの支援機関がつながっていることに気付きました。
- 支援者が集まることで情報がつながり、世帯の課題が見えるようになりました。
- 専門機関ごとの着眼点が学べ、今後の支援に活かしていきたいです。

5 支援者の困りごとに寄り添う

工夫⑥
お互いの困りごとを共有

- 再犯防止連携会議
 - ◆ 令和4年5月に保護司会の声掛けで、再犯率の高い薬物事犯者の支援に向けた関係者間の連携を目的とした第1回再犯防止連携会議を、神戸保護観察所尼崎駐在官事務所で開催
 - ◆ 現在、神戸保護観察所、尼崎市保護司会、重層支援推進担当課、福祉相談支援課、尼崎市社会福祉協議会が参画し、2か月に1回定期開催し、みんなの困りごとについて協議
- 動物愛護センターとの定例会
 - ◆ 定期的に多頭飼育の事例を重層的支援推進担当に共有し、対応策を検討

工夫⑧
再犯防止に取り組む弁護士との連携

- 市長と弁護士会長名での協力要請の通知
- 相談窓口一覧の提供

対応に困る事例を相談しあったり、お互いの取組の共有等を行っています。

地域社会で自立した生活が送れるよう、弁護士と市が連携して支援を進めています。

必要に応じて弁護士が支援者に同行するほか、支援機関の対応や判断に対する助言などを行っています。

令和5年4月10日
兵庫県弁護士会 各任
兵庫県弁護士会 会長
中上 洋 氏
尼崎市 市長
松本 誠

兵庫県弁護士会と尼崎市との連携による再犯防止の推進について
～契機後・審判後も、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて～

本県は再犯防止の推進にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。
さて、旭崎市では、再犯防止推進計画を包含した第4期「あまがさし旭崎福祉計画」(計画期間:令和4年度～令和5年度)を策定し、市の様々な分野の施策がこれまで以上に充実した包括的な支援体制を構築することで、社会的課題を克服し、再犯や犯罪をした人の支援にも取り組むこととしております。
この再犯防止においては、本人の意向を尊重し、地域社会で自立した生活が送れるよう、社会復帰に向けて適切なタイミングで適切な支援を行うことにより、(住み、仕事、医療)等を備った環境の中で安定した生活を支えることが可能となります。
今後、全道に先駆け「寄り添い市士制度」に取り組む兵庫県弁護士会と旭崎市の円滑な連携により、再犯や犯罪をした人の社会復帰を支援し、再犯防止を推進するために、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご協力をお願いいたします。

困った時や地域の居場所の尼崎市の相談窓口

相談内容	TEL	FAX
生活に関する相談窓口		
1. 24時間年中無休の24時間相談センター	0663-02084	0663-01399
2. 生活相談センター	0663-02087	0663-06677
3. 生活相談センター(生活相談センター)	0663-02090	0663-01265
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02091	0663-06801
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02092	0663-06802
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02093	0663-06803
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02094	0663-06804
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02095	0663-06805
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02096	0663-06806
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02097	0663-06807
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02098	0663-06808
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02099	0663-06809
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02100	0663-06810
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02101	0663-06811
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02102	0663-06812
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02103	0663-06813
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02104	0663-06814
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02105	0663-06815
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02106	0663-06816
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02107	0663-06817
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02108	0663-06818
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02109	0663-06819
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02110	0663-06820
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02111	0663-06821
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02112	0663-06822
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02113	0663-06823
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02114	0663-06824
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02115	0663-06825
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02116	0663-06826
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02117	0663-06827
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02118	0663-06828
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02119	0663-06829
生活相談センター(生活相談センター)	0663-02120	0663-06830

工夫⑦
弁護士と連携した支援者支援

重層的支援推進事業に係る法的支援事業委託仕様書

1 目的
支援に携わる関係者による円滑な支援体制の構築にあたり、法的見地に基づく支援を受けることで、重層的支援の推進に資することを目的とする。

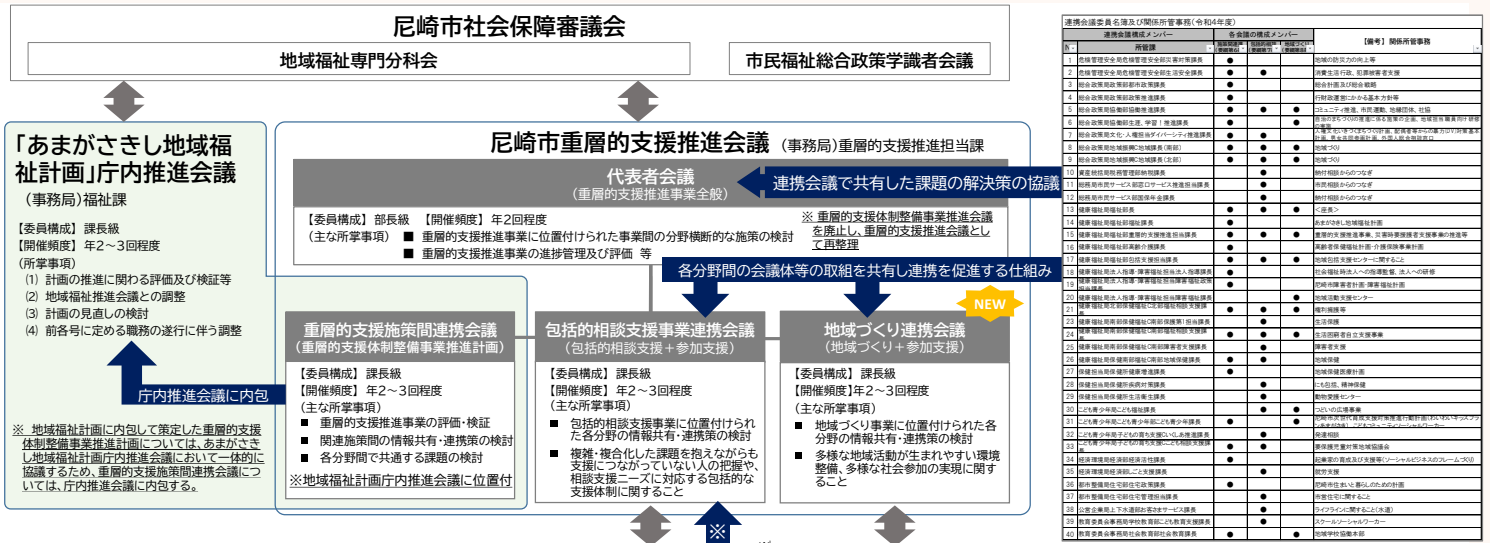
2 業務内容
(1) 担当課への支援
担当課が対応する、複雑・複合化した課題を抱える世帯(以下「対象世帯」という。)の支援について、対面(オンラインを含む)、メール、電話のいずれかの方法により、法的見地に基づく助言等を行うほか、必要に応じて対象者宅等への同行訪問等の支援を行う。

(2) 支援会議の出席
担当課の求めに応じて、対象世帯の支援について検討するために尼崎市が開催する支援会議に出席し、法的見地に基づく助言を行う。

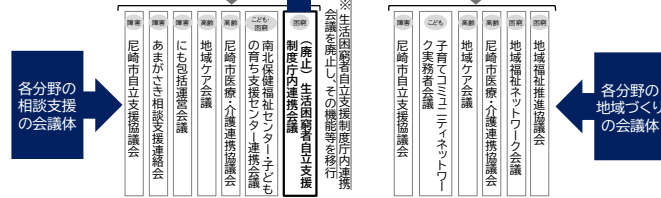
(3) 支援関係者への支援
担当課の求めに応じて、支援に携わる関係者の資質向上を目的とした事例検討会への参画等を行う。

(4) その他、重層的支援推進事業の実施に必要な業務

6 連携から協働に！



工夫①-1
 様々な分野がつながるよう既存の会議体を整理



工夫①-2
 福祉分野だけでなく幅広い部局で構成

やって良かった重層支援

point
03

あまで広げたい！
 つながりを広げよう！



1 みんなで考えよう！

新たな取組① 想いをつなげたい

つながり支援プロジェクト始動

事業イメージ



協議会をこんな場にしたい！

- ① 各団体の取組の活動紹介や情報交換の場として、みんなの活動のヒントや困りごと等を共有する場にしたい。(創造的な意見交換)
- ② 様々な分野の参画団体と行政が協力し、お互いにできることを見つけて、様々な困りごとに対して新たな取組を起こしていきたい。(創発の場づくり)
- ③ 「こんな居場所あったら素敵！」「こんな取組があったら良いのね」に向かって、どこと、だれと繋がればよいかを話し合ったり、みんなで新たな政策などを検討していきたい。(みんなの夢を実現したい)

参画団体一覧(R6.3.1)

No.	参画団体名	団体特色
1	NPO法人 愛逢	ホームホスピス 地域の居場所づくり
2	株式会社 憐あふリズム	介護事業所 地域の居場所づくり
3	株式会社 コーディアル	薬局 地域の居場所づくり
4	コミュニティファーム 尼崎善宝寺	農福連携
5	NPO法人 月と風と	障害事業所 就労支援
6	株式会社 TNSカンパニー	障害事業所 居場所づくり
7	労働者協同組合 はんしんフーカーズコープ	就労支援
8	一般社団法人office ひと房 の葡萄	女性居住支援 居場所づくり
9	みとりまち	地域の参加の場 学び
10	生活協同組合 コープこうべ	くらしやすい 地域づくり



一人ひとりが活躍できる場所へ



2 困りごとから始める連携・協働のススメ

新たな取組② まちの課題解決のための他分野連携

ごみ問題×多様な働き方



空き缶持ち去り禁止条例の制定をきっかけに、業務課で空き缶集めている方へのアンケートを実施。そこでの気づきから福祉部門に声がかかり、協議がスタート。

業務課の想い

- 持ち去りが禁止された際、行政に頼らず自分の力で生活したいと言っている人に、生活保護の案内しかできない。
- 自分の力で生活したいと言っている人に行政が何かできることはないのか？

支援者の想い

色々な理由で社会から孤立している人は、本心では「居場所が欲しい」「社会とつながりたい」「社会に必要とされたい」という気持ちを強く持っている方が多い。

協力することで、新しい就労支援ができるかも！

市営住宅のコミュニティの活性化×居住支援

- 尼崎市では、住宅部局において、市営住宅の空き室活用と自治会支援を目的に、生活困窮者などの居住支援等を行う団体等によるネットワークグループと協定を締結し、あまがさき住環境支援事業「REHUL(リーフル)」を開始した。
- 各支援団体や地域活動団体に対して、除却前で入居者募集を停止している市営住宅の空き室を低料金で提供することにより、経済的に困難な事情を持つ人等の住宅確保や自立を支援するとともに、自治会を支援し、地域コミュニティの活性化を図っている。



AMAGASAKI CITY

尼崎市が目指す取組

「ひと咲きまち咲きあまがさき」の周りに描かれたイラストは、市の支援を受けているAさん(元ひきこもり当事者、20代)が作成してくれました。

Aさんは、自信が持てず、はじめはあらゆることに無関心で、人と接することも苦手でしたが、得意のイラストを活かしたボランティア活動等を通じて、多くの人と接する中で、しだいに前向きになり、現在は仕事をしながら、イラストレーターという夢の実現に向けて、独学で勉強を続けています。

尼崎市では、こうした誰もが持っている「可能性」を尊重し、ささえ、伸ばしていく取組みを進めています。

第4期あまがさき地域福祉計画 基本理念

互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に
“ともにいきる”まち あまがさき

